

勝浦市子育て世帯向け移住促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住を希望する子育て世帯に対し、市内の空き家、宿泊施設及び貸与品を活用し、本市での暮らしを体験又は移住の準備を行うことを支援することで、本市への移住促進を目的とする子育て世帯向け移住促進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯向け移住促進事業 登録者を対象として行う情報発信及びプログラムをいう。
- (2) プログラム 市内の空き家、宿泊施設及び貸与品を活用して実施する移住体験事業をいう。
- (3) 登録者 第4条の規定により、本事業への参加登録の承認を受けた者をいう。
- (4) 拠点施設 各種プログラムにおいて使用する市内の空き家又は宿泊施設等として市長が承認したものをいう。
- (5) 貸与品 各種プログラムにおいて使用する物品等をいう。

(参加登録要件)

第3条 本事業に参加登録できる者は、以下の者に限る。

- (1) 申込の時点において、小学生以下の子を持つ父又は母であること。
- (2) 勝浦市外に住民票を有し、親子での勝浦市への移住を検討中であること。
- (3) 他の登録者及び地域住民等と円滑な交流を行う意欲を有すること。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業への参加を認めないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 本事業の運営上支障があると認めたとき。
- (3) その他不適当と認めたとき。

(参加登録の申込及び参加登録料)

第4条 本事業への参加登録を希望する者は、勝浦市子育て世帯向け移住促進事業参加登録申込書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込があった場合には、内容を審査し、勝浦市子育て世帯向け移住促進事業参加登録決定(却下)通知書(別記第2号様式)を交付するものとする。

3 本事業の参加登録にかかる費用は、無料とする。

(参加登録の有効期間)

第5条 前条の規定による参加登録の有効期間は、登録された日から令和8年9月30日までとする。ただし、市長が期間を延長することが適当であると認めたときは、

この限りではない。

(プログラム)

第6条 登録者のうち、各種プログラムに参加を希望する者は、別に定める方法により、参加申込を行わなければならない。

2 各種プログラムの詳細については、別に定めるものとする。

3 市長は、実施するプログラムについて、登録者へ通知するものとする。

(登録者の遵守事項)

第7条 登録者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 地域の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) 登録の権利を他に譲渡し、又は貸与しないこと。

(3) 別に定める本事業に関連する規約等を遵守すること。

2 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合、本事業への参加登録の承認を取り消し、直ちに参加中のプログラムの参加取り消しを行うとともに、拠点施設からの退去及び貸与品を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 地域及び他の登録者に迷惑又は危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるとき

(3) 拠点施設又は貸与品を損傷し、又は損傷するおそれのあるとき

(4) その他、本事業の運営に支障があると認められたとき

3 前項の規定により、登録者に損害が生じた場合において、市はその責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 登録者及び参加者が、本事業に関連して市に損害を与えたときは、その全ての損害を賠償しなければならない。ただし、市長が賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りではない。

(報告、調査及び指示)

第9条 市長は、登録者に対して、参加中のプログラムに関し、必要に応じて報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 市長は、登録者が前項の指示に従わないとき又はその他適当でないと認めるときは、参加登録の承認を取り消すことができる。

(業務の委託)

第10条 市長は、本事業に係る業務について、実施が可能と認められる団体等に委託することができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。